三陸観光復興の最前線 －浄土ヶ浜観光船事業企業組合－

本誌でも以前に紹介した「浄土ヶ浜観光船事業企業組合（早野秀則 理事長）」が活気を取り戻している。女優の吉永小百合さんが出演する JR 東日本「大人の休日倶楽部（宮古編）」のテレビコマーシャルに、組合の「青の洞窟さっぱ船遊覧」が大きく取り上げられたことがきっかけとなった。

現在、連日 30 件以上の問い合わせの電話があるほどの人気振りで、お客様の一人ひとりを大切にする早野理事長が申し訳なさそうに予約をお断りする姿が印象的だった。

組合では、昨年度にグループ補助金の認定を受け、津波被害が深刻であったマリンハウスを再建。7月7日の仮オープンを経た後、7月 14 日のフルオープンを目指して準備を進めている。

レストラン業務の再開と夏場の書き入れ時を控え、組合では、県の「事業復興型雇用創出助成金(※)」を活用して、地元雇用の拡大を目論んでいる。

再建されたマリンハウスは７月 14 日にフルオープン予定

※事業復興型雇用創出助成金

国や県の補助金や融資等を受けた事業所が、被災求職者を無期雇用又は 1 年以上の期間で更新が可能な契約により雇い入れた場合、1人当たり3年間で最大225万円を助成する制度。

（制度の詳細については、本誌12～13ページを参照）

税制の特例措置と雇用創出助成金の活用を ～６月の震災対応移動中央会開催報告から～

本会では、東日本大震災により大きな被害を受けた主に沿岸地区の中小企業組合及び中小企業の復興に資するため、昨年度に引き続き、震災対応移動中央会を開催。

６月は、大船渡（21 日）、釜石（22 日）、宮古（26 日）、久慈（27 日）の４地区で開催し、以下の２つの施策について岩手県復興局及び県雇用対策・労働室の担当者より説明を行った。

●『岩手県産業再生特区による特例について』

●『事業復興型雇用創出助成金制度について』

特に産業再生特区（復興特区）については、法人税等の特別控除及び事業用資産の特別償却や税額控除など、相当な税制優遇を受けられるものの、制度の周知が進んでいない状況である。説明会終了後の相談会では、特区及び雇用助成金の要件に自社が該当するかどうかといった相談が寄せられた。

地震・津波により工場や店舗が流失し事業再建が進んでいない事業者もまだまだ多く、本会では、国・県等の中小企業向け施策や中小企業組合等の連携組織を活用しながら、被災中小企業及び組合が直面している課題解決に向けて今後とも支援していく。

谷村会長　被災沿岸部を視察

前号で掲載した谷村会長の被災地訪問（陸前高田市・大船渡市）に引き続き、5月21日（月）に行った宮古地区での訪問の様子を紹介する。

■宮古市末広町商店街振興組合

応対者：理事長 佐香 英一 氏

震災発生直後から、今日に至るまでの経緯や瓦礫の処理方法、グループ補助金申請、商店街のイベント等について懇談。

「震災翌日から営業を再開した店舗があり、隣が再開しているなら自分もやるというプラスの連鎖反応で、次々と営業を再開した。

アカデミー賞授賞式のように、赤い絨毯の上をスポットライトを浴びながら歩く新成人を祝福するイベントや、商店街の賑わい復活で復興促進を図る復興市等、商店街の復興を盛り上げるイベントは、今後も継続をしていく。」（佐香理事長）

本会としても、中心市街地復興のため、今後も組合等の支援を継続していくこととした。

佐香理事長と懇談

■宮古市産業振興部商業観光課

応対者：課長 松舘 仁志 氏　副主幹 天坂 洋子 氏
主任 小笠原 雅明 氏

本会によるグループ補助金への申請支援実績、商店街の今後の取組み、宮古市の復興計画や商工関係施策等について懇談。

本会として、組合及び組合員企業等の復興･発展のため今後も支援していくこととした。また、関係機関と連携を図りながら、中心市街地活性化のため継続的に支援していくこととした。

松舘課長と懇談

■たろちゃん協同組合

応対者：理事長 箱石 英夫 氏

田老地区仮設共同店舗の概要について、コーディネート役の宮古商工会議所 廣田司朗 専務理事より説明を受けた。

グリーンピア三陸みやこの敷地内には、約400戸の仮設住宅が設置され、およそ1,000人が生活。周辺には商店がほとんどなく、仮設住宅入居者への買物環境が必要であったため、震災からわずか2ヵ月後、同敷地内に「たろちゃんテント」をオープン。「たろちゃん協同組合」は8月に法人化、9月25日には現在の仮設共同店舗である「たろちゃんハウス」をオープンさせ、地域になくてはならない店舗と位置付けられている。

その後、仮設共同店舗、宿泊棟内の仮設診療所と調剤薬局を視察。

共同店舗「たろちゃんハウス」

平成２４年度　専門委員会を開催

本会では６月１３日、本会役員（谷村会長を除く理事・監事）を委員とする「産業活性化委員会」「地域活力強化委員会」の両専門委員会を開催した。

この委員会は、国等への要望項目等の提出議案の協議を行い、本会の政策提言機能の強化を図るため、平成１５年度から会長の諮問機関として設置している。当日の協議内容については以下（一部要約）のとおりである。今後、組合代表者との地区別懇談会での意見要望を受けた後、提出議案を再度取りまとめることになる。

Ⅰ　総合・組織（復興工事、消費税、風評被害、官公需関係）

１．復興支援関係

（１）復興事業の発注

①　復興事業の実施にあたっては、県産資材の優先利用や県内企業からの資材調達を図る他、県内企業への発注率の目標値を設定する等、県内中小企業を積極的に活用し、地場産業が活性できるような方策を講じるとともに、復興工事の停滞を避けるために、国・県・市町村における発注時期の平準化や発注工事の繰り越し等の方策を講じられたい。

②　県内各被災地における公共工事の応札を推進するため、建設資材価格（生コン、砕石等）や人件費等の設計単価の積算に際しては、物価スライド制の弾力的運用を明示されたい。

（２）グループ補助金の拡充等

①　被災地域においては、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の活用を期待する事業者の声が依然として強いことから、今年度同補助金の増額措置を行うとともに、来年度以降も継続して予算措置を講じられたい。また、商店街や町工場等の小規模事業者のグループが広く利用できるよう、グループ要件として新たに「小規模中小企業グループ」を追加する等、補助要件の見直しや緩和を図られたい。

②　同補助事業の実施に当たっては、沿岸被災地の土地の嵩上げや区画整理など事業用地整備に相当の時間を要することから、事業を繰り越すことができるよう柔軟に対応されたい。

（３）災害廃棄物（ガレキ）の処理

沿岸被災地における瓦礫処理の遅れが復興の足かせとなっている。国は、被災地での瓦礫処理を進めることが、地域雇用の創出や新たな産業の創出など経済効果に繋がり、復興を推し進めることから、被災地で瓦礫処理を推進する必要な措置を講じられたい。

なお、災害廃棄物の対象外となっている危険物（ＬＰＧボンベ等）の処理にあたっては、国が処理費用の予算措置など責任をもって処理を図られたい。

２．消費税増税を柱とした社会保障と税の一体改革

デフレ脱却が実現されず、また国全体の歳出削減や社会保障分野に関する負担拡大の歯止めが十分に議論されないまま、消費税増税を柱とする社会保障と税の一体改革関連法案が国会に提出されたことは極めて遺憾であり、消費税の増税は反対である。

まずは、税収全体の拡大を図るためにも、国内・外の新たな需要を取り込むことによって経済成長を推進していく政策を実施するとともに、徹底した歳出削減等を行うなど税体系全体の見直しを実施されたい。

３．原子力発電所事故に伴う風評被害対策

①　原子力災害に伴う風評被害は、農林漁業や観光産業、工業製品や食品関連等にも波及しており、放射能汚染を敬遠する買い控えの拡大等に関し、国は正確なデータに基づくわかりやすい情報を国内外に発信し、風評被害がこれ以上拡がらないよう十分な検査態勢を敷くなど万全を期されたい。

②　国は、風評被害等に係る損害賠償等について、被害事業者全てが速やかに行われるよう「原子力損害の範囲の判定等に関する指針」の見直し等必要な措置を講じられたい。

４．省エネ設備導入補助制度の拡充

原子力発電所事故に伴う電力供給不足に対応して、高効率の省エネルギー設備や新エネルギー等利用設備を導入して節電対策に取り組む中小企業が積極的に導入できるよう補助率の大幅アップなど補助制度の拡充を図られたい。

５．不公正取引の排除

需要不足により長期化するデフレが、中小企業に不利益を与える不当廉売行為等の誘因となっており、改正独占禁止法を厳正に適用するなど不公正な取引に対し迅速且つ実効性のある対処を行うとともに、下請法の周知徹底や下請ガイドラインの普及啓発を強力に推進されたい。

６．官公需関係

（１）「インターネット・オークション（競り下げ方式）」の導入反対

議員立法である「行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案」（衆議院で審議中）第１９条において、物品や資材の調達に際し、インターネット上で価格を競り合わせる「競り下げ方式」の導入を目指している。この新たな入札制度は、厳しい経営環境下にあって懸命に事業を営んでいる地域の中小企業者を無制限の低価格競争に巻き込む恐れがあるので、「競り下げ方式」の導入は反対である。

（２）官公需対策の強化

① 国及び地方公共団体は、官公需法や毎年閣議決定されている「国等の契約の方針」に基づく措置及び予算決算及び会計令並びに地方自治法施行令により実施可能な少額随意契約等の措置を積極的に活用するなど、中小企業者や官公需適格組合への発注の増大に努められたい。

② 国等の発注については、ダンピング入札排除のため、入札予定価格の事前公表は行わず、また、最低制限価格を下回った場合は入札失格として、低入札価格調査制度廃止の措置を講じられたい。更に、ダンピング受注等の影響で下請労務単価は年々下がっているため、下請け中小企業の経営圧迫が顕著であり、下請発注の適正化に対する指導監督の強化を図られたい。

（３）建設業法における技術者要件

① 建設業法の規定により、公共工事等の建設工事は政令で定める工事額によって、主任技術者や監理技術者を専任配置しなければならないが、１工事１技術者の配置は各社の資格保有者数により請負う工事数が制限されることから、技術者の専任が求められる工事の規模や専任配置する技術者の雇用要件を緩和するよう見直しを図られたい。

② 分離・分割発注における専門工事業者への発注については、資格者を雇用していることを発注条件とするよう制度の見直しを図られたい。

Ⅱ 金融（金融機能強化等）

金融支援の強化、金融円滑化法の更なる延長等

① 被災事業者における既往債務の返済猶予等条件変更やリース債務を含む債権買取の早期実施など、二重債務負担の軽減等の実効性を検証し、必要な見直しを行い適切な運用を図られたい。

② 震災の影響、円高等により、依然として中小企業の資金繰りは厳しい状況が続いていることから、中小・零細企業からの融資要請等を見据えた万全な対策を講じるとともに、中小企業金融円滑化法の期限を更に延長されたい。

③ 金融庁の「経営無関与第三者連帯保証人の原則禁止」とする監督指針の改正によって、小規模事業者の金融の円滑化に支障を及ぼすことがないよう配慮されたい。

Ⅲ 税制（組合関係税制、消費税、多重課税排除、その他中小企業税制）

中小企業関係税制対策

（１）中小法人の定義の見直し

法人税法上等の中小法人の定義を中小企業基本法に倣い資本金３億円に見直しを図られたい。（現行：税法における中小法人の定義は、資本金１億円以下の法人。）

（２）消費税申告の延長

中小企業組合等の消費税の申告については、通常総会の開催を事業年度終了後３ケ月以内に招集する旨の定款規定により、法人税法及び地方税法同様に「１ケ月納税期限の延長による３ケ月以内の申告延長の措置」を講じられたい。

（３）外形標準課税の課税対象の不拡大

法人事業税の外形標準課税については、資本金等１億円以下の法人への課税対象の拡大は行うべきではない。（現行：資本金１億円超を対象）

（４）商品券等の未引換収益計上時限規程の廃止・延長等

法人税基本通達２－１－３９について、商品券等に係る未引換分の収益計上時期規定の廃止若しくは延長等、同通達の見直しを図られたい。

（５）多重課税の排除

流通・消費の段階で課税される領収書等に対する印紙税、揮発油税、酒税などは、商品・サービスの取引きに対して課税される消費税との多重課税であることから速やかに廃止されたい。

（６）寄付金及び交際費の損金算入制度の見直し

寄付金は、企業の社会的責務として果たすべき社会貢献の一つであるので、指定寄付金の範囲及び損金算入限度額を更に拡大すること。また、交際費のうち、企業が行う地域振興や社会貢献等の地域に根ざした事業活動に要する費用については、経費として全額損金算入できるよう見直しされたい。

（７）地球温暖化対策税の導入反対

地球温暖化対策税については、現行の石油石炭税に二酸化炭素排出量に応じた税率を上乗せすることとなり、平成２８年４月１日から完全実施する予定であるが、中小企業にとっては、日常の収益性が低い中での更なる負担増となるため断固反対であり、中小企業は適用除外とされたい。

（８）実効ある固定資産税の軽減措置

東日本大震災被害からの復興促進の観点から、今後の中小企業の固定資産税の軽減策として、市町村の「条例による減免措置」の活用を奨励するなど真に実効ある固定資産税の軽減を図られたい。

Ⅳ 労働（最低賃金制度、社会保障、厚生年金適用拡大）

１．中小企業の実情を踏まえた最低賃金の設定

中央最低賃金審議会における被災県の最低賃金の目安額は、地域経済の実態に基づいて凍結等も考慮するなど慎重に検討されたい。

また、地域別最低賃金制度が全国的に整備・適用されている今日では、これに屋上屋を架する特定（産業別）最低賃金は早期に廃止されたい。

２．健康保険料の引上げについて

平成２２年４月から中小企業が加入する健康保険料の大幅な引き上げによって経費負担が増え、企業収益や雇用状況に悪影響が出ている。平成２４年度においても保険料率が全国平均１０．００％〔前年度９．５０％〕に引上げられた。

国は、中小企業の健康保険料の負担増にならないよう、健康保険法附則で定められた補助率を上限２０％に引き上げられたい。

３．厚生年金の適用拡大について

国の社会保障・税一体改革に関連する国会提出法案のうち、短時間労働者への厚生年金の適用拡大を定めた「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案」は、中小企業の雇用コスト面等に大きな影響を与えることから、適用範囲等の見直しを行われたい。また、加入を希望しない被雇用者もあること等から、例えば加入の選択制を取り入れるなど、柔軟な対応を図られたい。

第２回人材確保・定着支援協議会／第１回企業向け説明会 開催

６月 14 日、本会では、第２回目のいわて中小企業人材確保・定着支援協議会を開催した。協議事項である「いわて中小企業センター試験の概要」について事務局より説明を行い、協議、意見交換を行った。

なお、協議会で決定した「いわて中小企業就職センター試験」に関する第１回目の企業向け事業説明会を６月 24 日に開催した。

第２回協議会へはテレビ取材も訪れた

2012 いわて中小企業就職センター試験

活用・利用メリット！！＜中小企業編＞

1. 原則、就職センター試験の利用料は無料です！

サイト掲載料、合同企業説明会のブース料、センター試験利用料、適性検査利用料など、料金は一切頂きません。

2. 中小企業限定の就職サイトで、知名度アップ！

いわて中小企業就職センター試験参加企業の情報を HP 等で随時詳しく提供していきます。

3. 煩雑な採用活動を省略化！

採用試験、面接の会場手配、設営、試験問題の作成など、中小企業の採用活動の大変な時間と手間隙を削減します。

最終試験前までは、フルセットでサポート、代行いたします。

4. 幅広く新卒者の求人が可能！（UIターンにも対応）

岩手県内の主要な大学、短期大学と連携し、岩手で学んだ優秀な学生をご紹介します。

さらに、宮城県中央会、福島県中央会と連携し、県外学生ともネットワークを構築しご紹介いたします。

5. 採用者の入社後のケアも充実！

本会所属のキャリアカウンセラーが内定から入社後もメンタルケア、カウンセリング等を行い職場定着・人材育成のお手伝いをいたします。さらにジョブカフェいわて等連携し、入社前まで社会人基礎力の向上にも努めます。

第２回 企業向け説明会のご案内

第２回　中小企業向け事業説明会を次のとおり開催することといたしましたので、本年度採用予定のある企業・中小企業組合等におかれましては、是非ご出席をお願い申し上げます。

１．開催日時：　平成２４年　７月２４日（火）　午後２時～４時
２．内　　容：　①いわて中小企業センター試験の概要について
　　②企業の参加申込方法について
３．開催場所：　岩手県民会館　４階　第２会議室
４．お問い合わせ
　岩手県中小企業団体中央会
　　無料職業紹介事業（厚生労働大臣届出受理番号　03 特 000013 号）
　担当　統括指導センター　（畠、川原）
　℡：019-624-1363　　FAX：019-624-1266

第１回説明会の様子

事業の趣旨を説明する畠次長

グループ補助金認定グループを支援 －被災中小企業重層的支援事業－

本会では、中小企業等グループ補助金認定グループに対し、復興事業計画の着実な推進を支援するため、被災中小企業重層的支援事業を実施致します。

本事業は、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、岩手県が認定した中小企業等グループが策定した「被災地域の復興」、「コミュニティの再生」、「雇用の維持」等の復興事業計画の実施について、必要に応じて専門家等を活用しながら反復継続的に支援。支援ご希望の認定グループは、別途案内文書を既に送付しておりますので、お早めにお知らせ下さい。

１．事業費及び対象経費

事　業　費：１グループあたり　概ね４０～５０万円程度

対 象 経 費：

経費科目	摘要
専門家謝金	外部専門家等の指導料（中央会規程による）
専門家旅費	外部専門家等の指導現地までの往復交通費等（中央会規程による）
会場借料	指導に係る外部の会場借料
借損料	指導に係る必要機材等の借料（例：プロジェクター、スクリーン等）

２．支援方法：　対象グループによる復興事業計画の実施に関し、専門家等を活用しながら、当該グループと本会が一体となって円滑な事業推進を支援。

※専門家謝金等の支払いは本会が直接行います。従って対象グループへ補助金を拠出するものではございません。

３．支援対象グループの数：　１０グループ程度を予定

６次産業化法の総合化事業計画シリーズ【第２回】

本会では、昨年８月に国からの６次産業総合推進委託事業を受託し、いわて６次産業化サポートセンターを設置。県内農林漁業者の６次産業化を推進すると共に六次産業化法に基づく事業計画の認定申請書策定支援を実施し、計８件の事業者が認定された。今回は、第２回目として本会の支援による認定事業計画についての概要を紹介する。

たんたん米と米粉製品

○認定事業者名：

有限会社ファーム菅久（岩手郡雫石町）

○認定事業のテーマ：

「たんたん米（特別栽培米）を活用した新たな米粉商品の開発及び加工の内製化と新たな販路開拓」

○事業計画の概要：

エコファーマーの認定も受けている事業者が、雫石の大地と水でこだわりを持って作った特別栽培米であるブランド名「たんたん米」を販売するとともに、外部委託製造により、その米を原材料とした米粉麺、米粉スナック等も手掛け、自社商品として販売している。

事業では、加工施設の整備を行い、米粉及び米粉加工品製造を内製化するとともに、米粉を活用した新商品開発によって顧客ニーズを掘り起こし、さらに新たな販売方法の導入によって新規顧客獲得や販路拡大に繋げ、農業経営の改善及び品質の向上、更なる事業の安定・拡大を目指している。

雇用の維持・確保等に関する要請書を受理

本会は、6月 14 日、岩手労働局長、県知事、盛岡市長の連名による「雇用の維持・確保等に関する要請書」を受理した。震災の影響により急激に悪化した県内の雇用情勢は大きく改善しているものの、求職者数の高止まりや雇用のミスマッチ等の解消に向けて、会員団体・企業への理解を促す内容となっている。要請された事項は以下のとおり。

県雇用対策・労働室の阿部室長から要請書が手渡された

一．雇用の維持・安定的な雇用の確保

震災からの復興と地域経済の再生にとって、雇用の確保は極めて重要であるという認識のもと、雇用の維持とより安定的な雇用の確保に努められたいこと。

一．新規学卒者の採用枠の確保

岩手の未来を担う若者を育成するという認識のもと、早期の求人票の提出及び新規学卒者に対する十分な会社側からの説明機会の確保、早期の内定など適正な採用選考活動を通じて、引き続き新規学卒者の積極的な採用に努められたいこと。

一．労働安全衛生の確保

復旧・復興活動の本格化に伴い、労働現場における事故の増加が懸念されることから、職場における労働者の安全衛生の確保に努められたいこと。

景況感は回復傾向　～情報連絡員レポートから２～

震災以降、明るい話題の少ない中、本会で毎月実施する情報連絡員調査において、ここ数ヶ月の景況等が上向いていると多くの業界関係者から報告されている。

そこで本稿では、これまでの情報連絡員レポートを取りまとめ、その概況について掲載する。

〈概要〉

県内の景気動向は、震災以前の水準に達していないという業種もあるが、復興支援事業により回復しつつあるという業種が出始めており、概ね回復傾向にあると思われる。

業種別に見ると、「木材･木製品製造業」は、一部地域で復興需要の動きが出てきている。復興元年がスタートし、どの工事から始めるか具体的には公表されていないが、潜在的な需要はかなりあると思われ、今後に期待する声が多い。「銑鉄鋳物製造業」は、エコカー減税効果と震災復興事業が進展してきたことで受注量は徐々に増えている。業種によってはまだまだ厳しい状況にあるが緩やかに持ち直している。「食品製造業・小売業・サービス業」は、復興需要は落ち着きを見せているが、徐々に回復に向かっている。また、いわてディスティネーションキャンペーンの効果は多大であり、全県への波及効果に期待している。「建設業」は、大幅に回復すると思われるが、今後大型公共工事などが本格化する中で、資材不足と価格の上昇、専門技術者の不足と人件費高騰などへの対応が課題となる。

雇用情勢は、沿岸部では依然人手不足の状況にあり、内陸部への要請があるものの、宿泊施設が確保できないことや内陸から沿岸まで遠距離のためコスト的に採算が取れず、対応できない状況にある。一方、離職者の再就職が進まない状況となっており雇用のミスマッチが続いている。

県内経済は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にある中で、復興需要は落ち着きを見せており普段の生活に戻りつつある。先行きについては、景況感が足踏み状態となっており、ここにきて、景気回復の遅れが懸念される。今後、復興関連事業が本格化することに伴い、さらに景気が持ち直していくものと大いに期待される。

対前年比 397 億円の増「平成 24 年度官公需契約の方針」の概要

6 月 22 日、「平成 24 年度中小企業者に関する国等の契約の方針（官公需契約の方針）」が閣議決定された。国では、毎年度、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（官公需法）」に基づき、中小企業者に関する国等の契約の方針を策定している。本稿では平成 24 年度の概要について掲載する。

１．平成２４年度の中小企業向けの契約目標

平成 23 年度の中小企業向け契約実績は、東日本大震災の復旧・復興事業において中小企業の積極的な活用を図ったこともあり、約 3 兆 6,256 億円（前年度比約 3,991 億円増）、前年度に比べ約 12.4%と大幅に増加。中小企業向け契約比率も前年度に比べ約 0.3%増の約 52.7%となった。

平成 24 年度の中小企業向け契約目標額は、より一層中小企業への配慮を推し進める観点から、約 3 兆 8,312 億円（前年度比約 397 億円増）とし、中小企業向け契約目標率については、過去最高であった昨年度及び一昨年度より、さらに約 0.1%増の約 56.3%とする。

	平成22年度実績（A）	平成23年度目標（B）	平成23年度実績（C）	平成24年度目標（D）	実績の差（C)-(A）	目標の差（D)-(B）
官公需総額	6兆1，600億円	6兆7，467億円	6兆8，791億円	6兆8，052億円	＋7，191億円	＋585億円
中小企業向け契約金額	3兆2，265億円	3兆7，915億円	3兆6，256億円	3兆8，312億円	＋3，991億円	＋397億円
中小企業向け比率	52．4%	56．2%	52．7%	56．3%	＋0．3%	＋0．1%

２．中小企業の受注機会の増大のため新たに講じる主な措置

（１）小規模企業の特性を踏まえた配慮措置

小規模企業に特有の迅速性当を総合評価落札方式の評価項目に加点要素として加え、小規模企業の受注を容易にする。

（２）元請事業者が外注する際の地域中小企業者への配慮措置

元請から先の下請、二次下請等の間での民民ベースの受発注についても、以下の各点が確保されるよう、広く周知する。

- 地域の中小企業者の活用及び適切な人件費等を確保すること
- 取引条件を契約時に書面で明確化すること

（３）東日本大震災の被災地域等における中小企業者に対する配慮措置

がれき処理等の役務における地域の中小企業者への評価・活用

→　がれき処理や道路清掃などの役務において、入札参加資格での地域要件の設定や総合評価落札方式の評価項目に地域精通度等を加点要素として加えることにより、地域の中小企業者の活用を図る。

役務及び工事等における実勢価格を踏まえた適切な予定価格の作成

→　被災地域における入札不調を防止するため、人件費、原材料費が高騰する場合においても、その実勢価格を踏まえ適切な予定価格の作成を行うこととする。

（４）ダンピング防止対策

ダンピング防止についての周知

→　入札参加側の企業等に向けて、ダンピング防止の重要性を周知する。

人件費が明記された入札価格内訳書の徴収の徹底

→　人件費比率の高い役務業務で低価格入札が行われた場合、ダンピング入札となっていないか、人件費を中心に入念にチェックする。

（５）その他

知的財産権の取扱いの書面による明確化

→　著作権等の知的財産権を含む契約において、受注企業に帰属する知的財産権を保護するため、受発注者間でその取扱いを書面にて明確にする。

ＢＣＰ策定運用指針の概要について

中小企業庁では、「防災」及び「緊急時における事業継続」の重要性が再認識されている昨今の状況を受け、従来の BCP 策定運用指針を分かり易く改定するとともに、小規模事業者等の初心者を対象とする「入門コース」を新たに加えた。

BCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）とは、大規模災害等の緊急事態が発生した際、特定の重要な業務を中断しないこと、または万が一中断した場合でも早期に最低限の機能から順次再開し、事業の中断によるロスを最小化することを目的に、事前に策定される行動計画のことである。ビジネスが中断された場合、その中断が長引くほど、ビジネスチャンスの喪失による減収や企業評価・信用の失墜を招きやすいことからも、BCP はリスクマネジメントの重要な要素とされ、経営者が取り組むべき経営課題の１つとなっている。

中小企業庁の「BCP 策定運用指針」は、中小企業者自らが BCP を策定できるように解説されたものとなっており、本稿では、新たに追加された「入門コース」の概要について特集する。

■ BCP の策定手順

「入門コース」の BCP 策定手順は、左図のように**『①基本方針の立案』**から始まり、緊急時における指揮命令系統の準備をしておく**『⑤緊急時の体制の整備』**までの５つのステップで構成されている。

最初のステップである**『①基本方針の立案』**では、「人命（従業員・顧客）の安全を守る」「自社の経営を守る」「供給責任を果たし、顧客からの信用を守る」などの BCP 策定の目的となる基本方針を整理する。

『②重要商品の検討』では、緊急時の限りある人材や資機材のなかで、優先的に製造・販売する商品・サービス（重要商品）を１つ決める（例：●●社向け△△△商品）。

『③被害状況の確認』では、例えば震度５弱以上の大規模地震で想定される影響として、ライフラインや情報通信などの「インフラへの影響」と、人・物・金・情報といった「自社への影響」の整理と確認を行う。

『④事前対策の実施』では、前のステップでイメージした「自社への影響」が発生した場合でも、重要商品を供給できるように、自社の経営資源（人・物・金・情報など）を確保するための事前対策が、現時点でなされているかどうかを確認し、欠けているものがあればその実施を検討する（例：代替要員の確保として、○○機械の操作手順を従業員に教育する）。

『⑤緊急時の体制の整備』では、緊急時に重要な意思決定を行う統括責任者や代理責任者の順位を決定し、災害時の初動対応や復旧のための活動についての行動項目（チェックリスト）を整備する。

※ BCP は策定して終わりではなく、緊急事態になった時に従業員が有効に活用し、適切な対応ができるように準備しておくことではじめて意味を成す**（BCP の定着）**。また、常に会社の現状に見合ったものとしておくために、必要に応じて BCP の見直しを行うことが重要とされている**（BCP の見直し）**。

「中小企業庁 BCP 策定運営指針」の「入門コース」は、１～２時間程度で経営者の考えを整理し、必要最低限の BCP を策定・運用できる内容となっている。（詳細は http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/で）

～ 会 員 情 報 ～

木製ミニハウスの売れ行き好調

北上山地家具製作協同組合
（千葉和夫 理事長）

組合では、すべて国産材の無垢板を使用したミニハウスの製造販売を行っているが、震災被災者の方々からの問い合わせが増えている。

昨年度は、販売計画から２倍の売上を計上しており、供給体制の強化を図っている。

大手メーカーと業務提携 気仙杉アパートを供給

けせんプレカット事業協同組合
（佐藤實 理事長）

組合では、大東建託㈱と提携して、気仙杉を使ったアパートの部材を供給する。

組合から供給される部材は、岩手・宮城で７月から着工する建物の壁などに活用。この気仙杉アパートは、当面、岩手・宮城両県のエリアで約 200 棟の建築を予定している。

この取り組みに、地元林業と地域雇用の更なる活性化が期待される。

伝統工芸品の統一ブランド化を推進

県南エリア伝統工芸協議会
（三品健悦 会長）

岩谷堂箪笥生産協同組合（三品健悦 理事長）、水沢鋳物工業協同組合（及川敬 理事長）らで組織する「県南エリア伝統工芸協議会」では、県南地域における伝統工芸品の統一ブランド化を推進している。

協議会では、「ひらくら」としてブランディングした商品の展示会を６月 21 日に鋳物技術交流センター（奥州市）で開催。これを足掛かりに全国展開を図っていく予定である。

青年部の活動活発化 理事会へ施策提言

盛岡卸センター経営研究会
（池野敬太郎 会長）

協同組合盛岡卸センター（松田博之 理事長）の青年部である「盛岡卸センター経営研究会」では、本会の支援を受けて、地域の事業者、住民、盛岡市・矢巾町とともに、「岩手流通センターのこれからを考える会」を設置。組合の将来像や震災後の物流拠点としての役割について検討を重ね報告書にまとめた。

報告書は、施策提言として６月 20 日開催の組合理事会に報告された。

※ お願い：日頃様々な活動をしている組合情報を中央会にお知らせ下さい（担当：統括指導センター池田）

TEL：019-624-1363

組織化動向 －新設組合のご紹介－

組 合 名	宮古区域生コンクリート卸商協同組合	**理事長**	金子 秀一
出 資 金	2,000,000 円	**設立認可日**	平成 24 年 6 月 27 日
住　　所	宮古市根市第 2 地割 29 番地 1		
組合概要	震災からの復興事業で供給不足が懸念される生コンクリートの安定的な確保に向けて、宮古市内に事業所を置く生コン卸商４社が事業協同組合を設立。流通の一本化等により安定供給や調整機能の向上を図る。 （主な共同事業） ● 組合員の取り扱う生コンクリートの共同販売		

平成 24 年度事業復興型雇用創出助成金のご案内（岩手県）

ー 被災求職者を雇い入れた事業主の方に助成金を支給します！ ー

（ただし、平成 23 年 11 月 21 日以降の雇い入れに限ります）

岩手県では、国や地方自治体の補助金や融資等を受けた事業所が、被災求職者を無期雇用又は１年以上の期間で更新が可能な契約により雇い入れた場合、１人当たり３年間で最大２２５万円を助成します。

平成 24 年度対象事業所

- 別表（次頁）に掲げる国や岩手県及び県内市町村の補助金・融資の対象となっている事業（平成 23 年 3 月 11 日以降に採択された事業に限る。）を実施する事業所
- 次に掲げる事業を実施する事業所であって相当数の雇用創出が期待される事業所
  上記以外はの国又は自治体の補助、融資その他産業政策による事業であって、県が地場産業又は成長産業として振興を行っている産業分野その他これらに準ずる産業分野の事業

助成対象者

- 平成 23 年 11 月 21 日以降に雇用された方で、以下の①から③のいずれかに該当し、「期間の定めのない雇用」又は「1 年以上の有期雇用であり契約更新が可能なもの」である雇用契約により雇用された方
  ① 平成 23 年 3 月 11 日において被災地域に勤務していたが、その後、離職した方
  ② 平成 23 年 3 月 11 日において被災地域に居住していた失業中の方
  ③ 平成 24 年 3 月新規卒業予定の方（平成 23 年 3 月 11 日において扶養者が被災地域に居住していた場合のみ）

※ 再雇用者の雇用数は助成対象者全体の 8 割が限度となります。

助成金支給額

- 1 人当たり 225 万円：1 年目 140 万円、2 年目 50 万円、3 年目 35 万円
  （短時間労働者は 110 万円：1 年目 45 万円、2 年目 35 万円、3 年目 30 万円）
- 1 事業所 1 億円を超えない範囲で支給

平成 24 年度支給について

- 被災求職者を雇用し、平成 25 年 3 月 22 日まで（当日消印可）に申請した事業者に対して、要件に該当する助成対象者への支給を認定
- 24 年度内は助成対象者の追加が可能（離職した場合の補充は 25 年度以降も可能）

【お問い合わせ先】

岩手県事業復興型雇用創出助成金事務センター　TEL：０１９－６０１－５２６３

または、岩手県商工労働観光部雇用対策・労働室（TEL：０１９－６２９－５５８８）まで

（別表）　　○ 事業復興型雇用創出助成金の平成 24 年度対象事業一覧

平成 24 年 4 月 16 日現在

1．国の施策（経済産業省所管事業のみ抜粋）

国の施策（名称）		所　管
1	国内立地推進事業費補助金	経済産業省
2	中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金（グループ補助金）	経済産業省
3	地域商業活性化支援補助金	経済産業省
4	独立行政法人中小企業基盤整備機構特定事業者復興支援施設整備事業 （仮設店舗・仮設工場等の整備）	経済産業省
5	新事業育成資金（グローバル展開関連）	経済産業省
6	グローバル技術連携・創業支援補助金（一般枠）	経済産業省
7	グローバル技術連携・創業支援補助金（創業枠）	経済産業省
8	農商工連携等による被災地等復興支援事業	経済産業省
9	中小企業の協働による国内外販路開拓等支援事業	経済産業省

2．岩手県・県内市町村の施策

県・市町村の施策（名称）		所　管
1	中小企業被災資産修繕事業費補助	岩手県商工労働観光部 経営支援課
2	中小企業被災資産復旧事業費補助	岩手県商工労働観光部 経営支援課
3	企業立地促進奨励費事業費補助	岩手県商工労働観光部 企業立地推進課
4	被災工業再建支援事業費補助	岩手県商工労働観光部 企業立地推進課
5	水産加工事業者生産回復支援事業	岩手県商工労働観光部 産業経済交流課
6	被災商店街にぎわい支援事業費	岩手県商工労働観光部 経営支援課
7	自動車関連企業生産技術高度化支援事業費補助	岩手県商工労働観光部 科学・ものづくり振興課
8	自動車関連新技術開発支援事業費補助	岩手県商工労働観光部 科学・ものづくり振興課
9	医療機器製品開発支援事業費補助	岩手県商工労働観光部 科学・ものづくり振興課
10	中小企業災害復旧資金	岩手県商工労働観光部 経営支援課
11	中小企業東日本大震災復興資金	岩手県商工労働観光部 経営支援課
12	被災中小企業施設・設備整備支援事業資金貸付制度 （高度化スキームによる貸付制度）	岩手県商工労働観光部 経営支援課
13	企業立地促進資金貸付金	岩手県商工労働観光部 企業立地推進課
14	釜石市企業立地奨励措置要綱に基づく奨励措置（補助金）	釜石市企業立地推進本部
15	釜石市中小企業被災資産修繕費補助金	釜石市産業振興部 商工労政課
16	大槌町被災者事業再開支援補助金	大槌町産業振興部 産業振興課
17	大槌町移動販売車購入事業補助金	大槌町産業振興部 産業振興課
18	小規模企業事業所等再建事業費補助金	洋野町水産商工課
19	八幡平市空き工場等賃借料補助金	八幡平市産業部 商工観光課

７月１日から改正育児・介護休業法が全面施行（厚生労働省）

男女ともに、仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指し、平成 21 年、育児・介護休業法が改正されました。**平成２４年７月１日**より、これまで適用が猶予されていた以下の制度が**従業員数が１００人以下の事業主にも適用になります。**

①短時間勤務制度　②所定外労働の制限　③介護休暇

①短時間勤務制度（所定労働時間の短縮措置）

（制度の概要）

- 事業主は、３歳に満たない子を養育する従業員について、従業員が希望すれば利用できる、短時間勤務制度を設けなければなりません。
- 短時間勤務制度は、就業規則に規定される等、制度化された状態になっていることが必要であり、運用で行われているだけでは不十分です。
- 短時間勤務制度は、１日の労働時間を原則として６時間（５時間４５分から６時間まで）とする措置を含むものとしなければなりません。

（対象となる従業員）

短時間勤務制度の対象となる従業員は、以下のいずれにも該当する男女従業員です。

① ３歳未満の子を養育する従業員であって、短時間勤務をする期間に育児休業をしていないこと。
② 日々雇用される労働者でないこと。
③ １日の所定労働時間が６時間以下でないこと。
④ 労使協定により適用除外とされた従業員でないこと。

②所定外労働の制限

（制度の概要）

- ３歳に満たない子を養育する従業員が申し出た場合には、事業主は、所定労働時間を超えて労働させてはなりません。

（対象となる従業員）

原則として３歳に満たない子を養育するすべての男女従業員（日々雇用者を除く）が対象となります。ただし、勤続年数１年未満の従業員と週の労働日数が２日以下の従業員については、労使協定がある場合には対象となりません。

③介護休暇

（制度の概要）

- 要介護状態にある対象家族の介護その他の世話を行う従業員は、事業主に申し出るまことにより、対象家族が１人であれば年に５日まで、２人以上であれば年に１０日まで、１日単位で休暇を取得することができます。
- 介護休暇は、労働基準法で定める年次有給休暇と別に与える必要があります。
- 「要介護状態」とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、２週間以上の長期にわたり常時介護を必要とする状態をいいます。
- 「対象家族」とは、配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）、父母及び子（これらの者に準ずる者として、従業員が同居し、かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫を含む）、配偶者の父母です。
- 「その他の世話」とは、ア）対象家族の介護、イ）対象家族の通院等の付き添い、対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の対象家族に必要な世話をいいます。

育児・介護休業法に関する情報は、厚生労働省のHPで紹介しています
http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/tp0701-1.html

育児・介護休業法等に関するお問い合せは、最寄りの都道府県労働局雇用均等室へ
岩手労働局雇用均等室　TEL ０１９－６０４－３０１０

景況は改善の方向も足踏み状態（平成 24 年 5 月）

〈全体の概要〉

５月は、復興支援事業等の受注がある一方、以前の水準に達していない業種もあり、主要指標は概ね改善の方向を示しているものの、足踏み状態。中小企業の景況は、原油価格が若干下がったものの上昇前の水準までは戻っておらず、収益が改善するには至っていない。依然として、先行きに注意を要する状況が続いており、景気回復の遅れが懸念されるが、今後の復興事業に期待している。

◆清酒製造業

東北復興支援による特需で清酒出荷数量が増加。

◆菓子製造業

販売先が県内だけの店では回復速度が遅く、県外販売先を持つ店では全国各地の被災地支援により非常に好調。組合員によって格差が大きい。

◆木材チップ製造業

製紙会社が減産しているため針葉樹原木が入荷停止しているチップ工場が多い。素材生産者もチップ原木の処理に困っている状況である。

◆一般製材業

復興元年がスタートし、潜在的な需要はかなり有り、どの工事から始めるかこれから本格化する。

◆印刷・同関連業

震災後の需要が戻りつつあるがまだ景気の上向きは見られない。ようやく用紙の供給が戻ってきた。

◆銑鉄鋳物製造業

エコカー減税効果と震災復興事業が進展し、トラック鋳物部品の生産量が多くなってきた。

◆金属製品製造業

円高・デフレの影響大。また、復興需要の引合も散見され、建築に関して県外業者の参入も見られる。

◆一般機械器具製造業

受注量は安定しているが期待したほどの伸びは無い。また、人員が余剰傾向にある。

◆野菜・果実小売業

依然として野菜は高値で推移。消費動向は冷え込んでいる感じが強い。

◆酒・調味料小売業

低価格商品の構成比が高くなっている。

◆各種商品小売業

復興需要は落ち着きを見せており、普段の生活に戻りつつある。

◆食肉小売業

DC キャンペーンや六魂祭イベントの効果は多大であるが、全県への波及効果にはならず。

◆商店街（盛岡市）

東北六魂祭等イベント開催で活気のある月、客数･売上共に増加。飲食店等大手旅行会社の利用客も増えつつある。

◆建物サービス業

年間契約の業務が動き始めひと段落。単発の入札開始も相変わらず低価格競争になるだろう。

◆旅行業

旅行、学校行事の受注回復。沿岸地区で復興支援団体から依頼のあったﾊﾞｽが不足、対応できていない。

◆塗装工事業

公共工事も動き始めたが動きが鈍い。また、シンナー等の品不足が目立ち、高騰が懸念される。

◆土木工事業１

公共工事発注は本格化しつつあるが、資材不足と価格上昇、専門技術者不足と人件費高騰など平行しながらの状況となっている。

◆土木工事業２

震災後の需要により、出荷量が大幅に増加。生コン材料の不足が心配され手配に苦慮している。

● 売上、収益、資金繰り、景況の各指標前年同月比ＤＩの推移グラフ（H23 年 5 月～H24 年 5 月）●

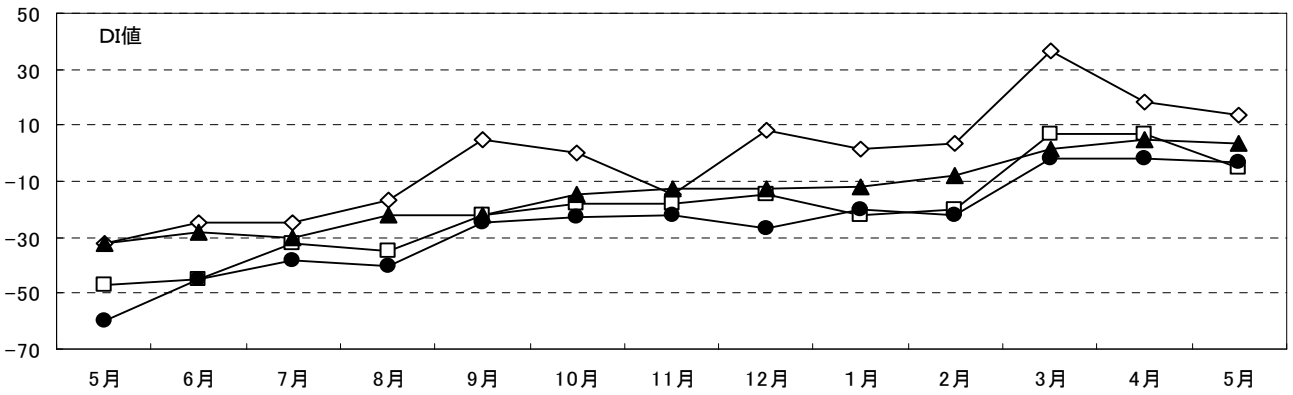

《◇…売上　□…収益　▲…資金繰り　●…景況》

※DI 値＝Diffusion index の略：「良い」と答えた企業から「悪い」と答えた企業の割合を引いた指数。数値が高いほど好景気。

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）のおしらせ

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）は、取引先事業者の倒産の影響を受けて、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防止するための共済制度です。

中小企業倒産防止共済法に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。

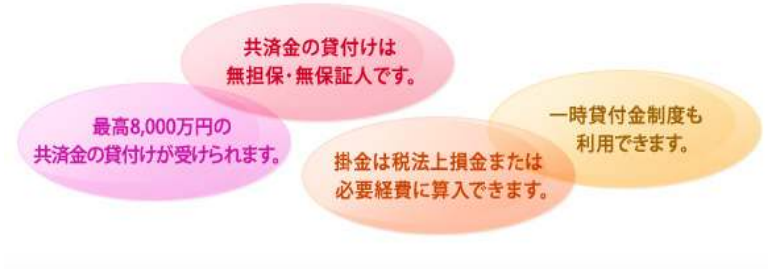

詳しい内容につきましては、
下記の窓口にお問合せ下さい。

■ 中小企業基盤整備機構
共済相談室（コールセンター）
TEL　050-5541-7171

～ お知らせ ～　組合の紹介記事や広告を募集中！！

本誌「ネクサス」に、貴組合の紹介やイベント情報、製品情報（広告）など、掲載してみませんか。情報交流の場として、是非本誌をご活用下さい。

なお、組合紹介やイベント情報の掲載は無料ですが、製品情報（広告）掲載希望の場合は、下記の広告料金が発生いたします。詳しくは本会 統括指導センター 池田 までお問い合わせ下さい。

広告掲載料金及び期間

広告サイズ	新規申込料金			スポット料金
	６回掲載	１０回掲載	１回当りの金額	１回当り
Ａ４：１／12 頁	－	30,000 円	3,000 円	－
Ａ４：１／４頁	42,000 円	70,000 円	7,000 円	8,500 円
Ａ４：１／２頁	54,000 円	90,000 円	9,000 円	10,500 円
Ａ４：１頁	72,000 円	120,000 円	12,000 円	13,500 円

◆主要日誌◆（６月１日～ ６月３０日）

◎中央会主催事業

6/13　中央会専門委員会
6/21　震災対応移動中央会（大船渡地区）
6/22　震災対応移動中央会（釜石地区）
6/25　地区別懇談会（一関地区）
6/26　震災対応移動中央会（宮古地区）
6/27　震災対応移動中央会（久慈地区）
6/28　地区別懇談会（盛岡地区【工業】）
6/29　地区別懇談会（盛岡地区【商業】）

◎関係機関・団体主催行事への出席等

6/4　（財）岩手県生活衛生営業指導ｾﾝﾀｰ理事会
6/5　総会：いわての物産展等実行委員会
6/6　総会：映画館通り街づくり協議会
6/7　岩手県知財連携推進会議
6/8　東京電力㈱原発事故に係る損害賠償等連絡会議
6/11　貸付審査委員会
〃　第 71 回国民体育大会岩手県準備委員会
〃　岩手県国際ﾘﾆｱｺﾗｲﾀﾞｰ推進協議会役員会
〃　総会：岩手県商工会議所連合会
6/12　都道府県中央会事務局代表者会議
〃　岩手県空港利用促進協議会幹事会
6/15　岩手子育て女性の就労支援協議会
6/20　貸付審査委員会
6/28　岩手国体に係る経済 5 団体専務理事会議